

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年7月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2500011 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500011 号

第 1　結論

請求期間①について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における賞与支払年月日を平成 28 年 7 月 27 日、標準賞与額を 7 万 8,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者の A 事業所における賞与支払年月日を平成 28 年 12 月 27 日、標準賞与額を 8 万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 58 年生

住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成 28 年 7 月

②　平成 28 年 12 月

私は、A 事業所から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第 3　判断の理由

C 銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）及び複数の同僚の賞与支給明細書により、請求者は、A 事業所から請求期間①は 7 万 8,000 円、請求期間②は 8 万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、上記預金取引明細表（流動性）により確認できる入金年月日から、請求期間①は平成 28 年 7 月 27 日、請求

期間②は同年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間①及び②について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 8 月 31 日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。